

7

がんの治療や生活を支える制度

●熊本県の補助事業

熊本県がん患者 QOL 向上事業

熊本県では、がん患者の生活の質の向上を目的として、治療に伴う外見の変化による精神的負担を和らげるために使用する医療用ウィッグや乳房補整具等といった、アピアランスケア（P.34参照）用品の購入費用や、若年がん患者の在宅療養に要する費用の一部を助成する「がん患者 QOL 向上事業」を実施しています。

※市町村によって助成制度の有無、その内容や必要書類が異なります。

詳細は、直接お住まいの市町村へご相談ください。

令和7年4月時点で実施している市町村は下表のとおりです。

アピアランスケア支援

市町村	担当課	市町村	担当課
熊本市	医療対策課	美里町	健康保険課
八代市	健康推進課	玉東町	福祉課
人吉市	保健センター	和水町	保健子ども課
荒尾市	すこやか未来課	南関町	健康推進課
水俣市	いきいき健康課	長洲町	福祉保健介護課
玉名市	保健予防課	大津町	健康保険課
菊池市	健康推進課	菊陽町	健康・保険課
宇土市	健康づくり課	南小国町	町民課
上天草市	健康づくり推進課	小国町	福祉課
阿蘇市	健康増進課	高森町	健康推進課
合志市	健康ほけん課	南阿蘇村	健康推進課
天草市	健康増進課	西原村	保健衛生課

市町村	担当課	市町村	担当課
御船町	健康づくり保険課	氷川町	町民課
嘉島町	町民保険課	津奈木町	ほけん福祉課
益城町	健康保険課	あさぎり町	健康推進課
甲佐町	健康推進課	湯前町	保健福祉課
山都町	健康ほけん課	苓北町	福祉保健課

若年がん患者在宅療養生活支援

市町村	担当課	市町村	担当課
熊本市	医療対策課	長洲町	福祉保健介護課
玉名市	保健予防課	南阿蘇村	健康推進課
宇土市	健康づくり課	御船町	健康づくり保険課
天草市	健康増進課	益城町	健康保険課
玉東町	保健こども課	甲佐町	健康推進課
和水町	保健子ども課	湯前町	保健福祉課
南関町	健康推進課	苓北町	福祉保健課

熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業

熊本県では将来子どもを産み育てることを望む若い世代のがん患者等の経済的負担軽減を図り、患者が将来に希望をもってがん治療等に取り組めるよう費用の一部を助成しています。

● 助成の対象となる方

指定の要件を満たす方が対象となります。詳しくは熊本県ホームページでご確認ください。

● 助成対象となる費用

妊よう性温存療法及び温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用です。入院室料（差額ベット代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外です。

● 助成対象治療及び助成上限額

妊よう性温存療法

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
胚（受精卵）凍結に係る費用	35万円
未受精卵凍結に係る費用	20万円
卵巢組織凍結に係る治療 （組織の再移植を含む）	40万円
精子凍結に係る治療	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

助成回数は、対象者1人に対して通算2回までです。異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとなります。

温存後生殖補助医療

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円
凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療	25万円 ※1
凍結した卵巢組織再移植後の生殖補助医療	30万円 ※1～4
精子凍結した精子を用いた生殖補助医療 （精巣内精子採取術によるものも含む）	30万円 ※1～4

※1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、通算6回まで（40歳以上であるときは、通算3回まで）

ただし、次に該当する場合、これまでの助成回数はリセットされます。

- ・助成を受けた後で、出産したとき
- ・妊娠12週以降に死産に至ったとき

指定医療機関一覧

県内の指定医療機関は下表のとおりです。

医療機関名	所在地	連絡先	妊よう性 温存療法	温存後生殖 補助医療
社会医療法人愛育会 ソフィアレディース クリニック水道町	熊本市中央区 水道町9-5-1	096-322-2996	○	○
医療法人聖命愛会 ART 女性クリニック	熊本市東区 神水本町25-18	096-360-3670	○	○
熊本大学病院	熊本市中央区 本荘1-1-1	096-344-2111	○	○
社会医療法人愛育会 福田病院	熊本市中央区 新町2丁目2-6	096-322-2995	○	○
医療法人社団杏風会 川野病院	熊本市中央区 大江6丁目25-1	096-366-3275	○	—

当事業の詳細、申請に必要な書類は、以下の URL 又は 2 次元コードから熊本県ホームページをご覧ください。

「熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法
研究促進事業について」

URL : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/44/85363.html>



問い合わせ先：熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課
企画・がん対策班 TEL 096-333-2208

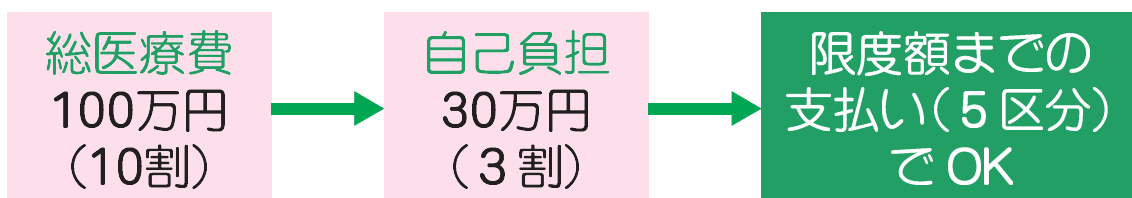
●医療費の負担を軽くする制度

日本では、公的医療保険制度があり、保険と年齢に応じて診療費の自己負担は1割～3割となっています。

保険種類	対象者	相談窓口
組合管掌健康保険	健康保険組合に設立した会社に所属する社員及びその扶養家族	各健康保険組合
全国健康保険協会管掌健康保険協会	健康保険組合を設立していない会社に所属する社員及びその扶養家族	全国健康保険協会熊本支部 熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル10階 TEL：096-240-1030
船員保険	船舶所有者に使用される船員及びその扶養家族	全国健康保険協会船員保険部 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階 TEL：03-6862-3060
共済組合	公務員、独立行政法人職員、日本郵政株式会社等職員、私立学校職員、及びその扶養家族	各共済組合
国民健康保険	農業漁業者・自営業者・自由業者・職場の健康保険に加入していない方	市町村の国民健康保険担当課
後期高齢者医療制度	75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方	市町村の後期高齢者医療制度担当窓口

高額療養費制度

入院・手術・抗がん剤治療などで高額な医療費がかかりそうなときは、治療を受ける前に、加入している公的医療保険で「限度額適用認定証」をもらい、病院に提出すると支払い額を限度額までに抑えることができます。限度額適用認定証をもらわずに治療を受けた場合には、医療機関から請求される医療費を一度支払った後、保険者に申請することで自己負担限度額を超えた分が支給されます。



※70歳未満の場合

※令和3年10月から、医療機関や薬局等の窓口において、マイナンバーカードや健康保険証を利用し、オンラインでの資格確認が開始されました。これに伴い、マイナンバーカードや健康保険証が「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」としても利用できます。

70歳未満の場合

区分	所得状況	月単位の上限額	12ヶ月の間に 4回目の月以降
ア	年収約1,160万円以上 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円＋ (医療費－842,000円)×1%	140,100円
イ	年収約770～1,160万円 健保：標準報酬月額53～79万円 国保：旧ただし書き所得600～901万円	167,400円＋ (医療費－558,000円)×1%	93,000円
ウ	年収約370～770万円 健保：標準報酬月額28～50万円 国保：旧ただし書き所得210～600万円	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1%	44,400円
エ	年収約370万円以下 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	低所得（住民税非課税）	35,400円	24,600円

高齢受給者（70歳～74歳）・後期高齢者（75歳以上）

区 分		外来＋入院（世帯）		多数回 ※ 1	1食あたりの 標準負担額
		外来(個人ごと)			
現役並み所得	Ⅲ 年収約1,160万円～	252,600円＋ [医療費－842,000円]× 1 %		140,100円	490円
	Ⅱ 年収約770万～1,160万円	167,400円＋ [医療費－558,000円]× 1 %		93,000円	490円
	Ⅰ 年収約370万～770万円	80,100円＋ [医療費－267,000円]× 1 %		44,400円	490円
一般	年収約156万～370万円	18,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円	44,400円	490円
低所得	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円		230円 ※ 2
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		110円

現役並み所得Ⅰ・Ⅱ、低所得Ⅰ・Ⅱの方は**限度額適用認定証**の申請対象です。

※1 過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※2 過去12ヶ月以内に91日以上入院となる場合は、申請することで230円から180円に減額となります。

※令和7年4月現在の内容を掲載しています。詳細はがん相談支援センターにお問い合わせください。

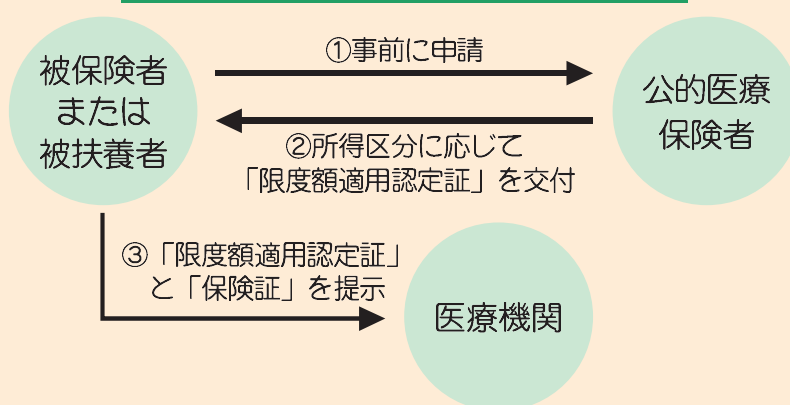
【コラム7】 限度額適用認定証を申請しましょう

70歳未満の方、70歳以上の現役並み所得Ⅰ・Ⅱ、低所得Ⅰ・Ⅱの方は、限度額適用認定証を申請することで、医療費の窓口負担を限度額までに抑えることができます。入院・外来で高額な医療費がかかりそうなときは、事前に申請しましょう。

加入中の医療保険が申請窓口となります。

ただし、マイナ保険証を利用できる医療機関でマイナ保険証を提示した場合、自己負担限度額に関する情報の提供に同意することでこの申請は不要になります。

限度額適用認定証申請の流れ



● 高額療養費制度のポイント（70歳未満の方の場合）

- ・ 限度額適用認定証は申請した日の月初めの1日から有効です
- ・ 1日～月末の月ごとの計算です（食事や部屋代などは含みません）
- ・ 同じ医療機関ごとで計算します
- ・ 同じ病院でもひと月に外来通院と入院があった場合は別々に計算します
- ・ 違う医療機関でも同じ月に21,000円以上の診療費を2件以上支払った場合、それらを合算して自己負担限度額を超えた分が、申請によりあとから支給されます

※一部の市町村では、経済的な理由等がある方で、同じ月内に医療機関や調剤薬局で自己負担限度額に達した場合、限度額を超えた分について支払いを委任できることがあります。詳しくは、がん相談支援センター（P.7～8）へお問い合わせください。

高額介護・高額介護予防サービス費

介護費の月々の自己負担が過重なものとならないよう、介護費の月々の自己負担に一定の上限を設ける仕組みです。最終的な自己負担額となる毎月の負担の上限額は利用者の所得水準によって定められており、それを超えた金額が支給されます。

所得段階	所得	区分上限額
第1段階	①生活保護の被保護者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③市町村民税非課税の老人福祉年金受給者	①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円
第2段階	市町村民税世帯非課税で（公的年金収入金額＋合計所得金額）が80万円以下	世帯24,600円 個人15,000円
第3段階	市町村民税世帯非課税 24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯24,600円
第4段階	第1～3段階及び第5段階に該当しない者	世帯44,400円 ※ただし、1割負担者のみの世帯については3年間の時限措置として年間上限額446,400円
第5段階	世帯内に課税所得が145万円以上の第1号被保険者がおり、かつ、世帯内の第1号被保険者の収入が合計520万円（第1号被保険者が一人のみの場合は383万円）以上である場合	世帯44,400円

なお、支給対象となる自己負担額には①福祉用具購入費及び住宅改修費の定率負担、②区分支給限度基準額を超えて利用した分、③食費、居住費（滞在費）、日常生活費を含みません。

自治体ごとに異なりますが、一般的には、市町村の介護保険担当において、高額介護サービス費が算定された対象者に申請書を郵送し、初回申請がなされれば二回目以降は申請手続不要とする等の配慮がなされています。

高額介護合算療養費制度

医療の「高額療養費制度」と介護の「高額介護・高額介護予防サービス費」の両方を利用した方で、2つを合わせた総額が、毎年8月1日からの一年間で一定額（下記表を参考）を超えた場合、申請によりあとから支給されます。



70歳未満の場合

区分	所得状況	医療保険＋介護保険 (70歳未満)
ア	年収約1,160万円以上 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	212万円
イ	年収約770～1,160万円 健保：標準報酬月額53～79万円 国保：旧ただし書き所得600～901万円	141万円
ウ	年収約370～770万円 健保：標準報酬月額28～50万円 国保：旧ただし書き所得210～600万円	67万円
エ	年収約370万円以下 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	60万円
オ	低所得（住民税非課税）	34万円

高齢受給者（70歳～74歳）・後期高齢者（75歳以上）

区 分		後期高齢者医療＋ 介護保険	医療保険＋介護保険 (70歳以上)
現役並 み所得	Ⅲ 年収約1,160万円～	67万円	212万円
	Ⅱ 年収約770万円～1,160万円		141万円
	Ⅰ 年収約370万円～770万円		67万円
一般	年収約156万円～370万円	56万円	56万円
低所得	Ⅱ 住民税非課税世帯	31万円	31万円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	19万円（※）	19万円（※）

1年間での上限額（8月1日から翌7月末まで）

※70歳以上の低所得Ⅰの世帯で介護（予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は、自己負担限度額19万円、介護保険からの支給は31万円で計算されます。

高額療養費貸付制度

高額療養費貸付制度は、窓口で事前に請求額を支払うのが困難な人に対し、高額療養費として償還される金額の一部を無利子で貸付を受けることができる制度です。1ヶ月の医療費の自己負担限度を差し引いた額について8割～10割が貸付額となります。

全国健康保険協会：償還される金額の8割

国民健康保険：償還される金額の9割

※ご加入の医療保険によっては利用ができないものがあります。詳しくはご加入の医療保険の窓口、がん相談支援センター（P.7～8）へお問い合わせください。

無料低額診療事業

低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者などの生計困難者が対象で、特定の医療機関が無料又は低額な料金によって診療を行う事業です。詳しくは、市町村、がん相談支援センター（P.7～8）へお問い合わせください。

確定申告による医療費等の控除

1月1日～12月31日までの1年間に一定以上の医療費や介護費用などの自己負担があった場合には、税金が軽減されます。一定の収入がある人が対象となります。詳しくは、税務署、がん相談支援センター（P.7～8）へお問い合わせください。

〈対象となる費用〉

- ・医師や歯科医師による診療費
- ・駐車場代やガソリン代などを除く、通院にかかった交通費
- ・必要性のあった入院時の部屋代や食事代
- ・医療器具の購入やレンタルの費用
- ・おむつ代（医師の証明が必要）
- ・治療目的でのマッサージなどの施術代
- ・お薬代（市販薬も含む）

レシートや領収書で手続きできます

高額療養費制度では対象とならないものも該当します

その他の制度

制度名	指定難病 医療費助成制度	窓口	熊本県健康づくり推進課、 県保健所、熊本市各区役所 福祉課
「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）に基づき指定される指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度です			
制度名	小児慢性特定疾病 医療費助成制度	窓口	県保健所、熊本市各区役所 保健こども課
子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患が対象となります 児童の健全育成を目的として、疾患の治療方法の確立と普及、患者家庭の 医療費の負担軽減につながるよう、医療費の一部を助成する制度です。			
制度名	自立支援医療制度 （育成医療・更生医療）	窓口	市町村担当課
心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額 を軽減する公費負担医療制度です			
制度名	ひとり親家庭等 医療費助成制度	窓口	市町村担当課
ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、ひとり 親家庭等の医療費の一部を助成する制度です			
制度名	重度心身障がい者 医療費助成制度	窓口	市町村担当課
重度の障がいをお持ちの方に対して入院や通院、調剤等がかかった医療費 を助成することで、本人の生活の安定と福祉の充実を図ることを目的とし た制度です			

制度名	水俣病総合対策医療事業に係る療養費支給の制度	窓口	熊本県水俣病保健課
水俣病被害者手帳や医療手帳をお持ちの方が医療機関で療養（注１）を受けられた際の費用のうち医療保険適用分の自己負担分、及び介護事業所で介護サービスを受けられた際の介護サービス費用（注２）のうち介護保険適用分の自己負担分を公費負担する制度です （注１）口腔外科を含む歯科、正常な妊娠・出産、第三者行為による交通事故・労災などを除く 入院時食事療養費及び入院時生活療養費については、標準負担額までを公費負担 （注２）当事業が対象としている医療系サービスに限る			
制度名	原子爆弾被爆者対策	窓口	熊本県健康づくり推進課、県保健所
ア）被爆者健康手帳 昭和20年8月被爆時に一定の地域にいた者、原爆投下後2週間以内に入市した者、被爆者の救護等を行った者及びそれらの者の胎児については、被爆者健康手帳交付の対象となります 交付を受けることで、被爆者であることが証明され、一般疾病についての医療費自己負担分を国が負担するほか、健康診断を受診することができるなど、各種施策の対象となります イ）原爆症認定 原子爆弾による放射線が原因となって起こった病気やけがについて医療をうける必要があるときには、認定疾病についての医療費全額を国が負担します			

がん相談支援センターでは、上記制度のご相談を受け付けております

●肝がん・重度肝硬変の治療を受けている方へ

熊本県では、B型・C型肝炎ウイルスによる肝がんや重度肝硬変について対象医療（入院や特定の外来）に係る費用の一部を助成する制度があります。

お問い合わせは、

熊本県健康福祉部 健康危機管理課 096-333-2783

●生活や暮らしを支える制度

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、病気の発症や手術などの治療で、身体に障がいが残った場合に申請することができます。利用できる助成・支援には、補装具や日常生活用具などの支給、税金の減額免除、公共交通機関運賃の免除・割引などがあります。

申請時期は、障がいの状態が固定してからの申請となりますが、障がいの内容によってはすぐに申請が可能なものもあります。申請をされる際には、身体障害者福祉法に定められた指定医に、診断書を作成してもらう必要があります。



●身体障害者手帳の交付申請手続きの流れ

①医療機関で対象者であるかどうかを尋ねます



②市町村福祉課（医療機関においてあることもあります）で身体障害者手帳交付申請書及び診断書を貰います



③医療機関の指定医に診断書作成を依頼します



④申請書・診断書・印鑑・写真を用意して、住所地の市町村の窓口へ申請します

詳しくは、福祉事務所、がん相談支援センター、かかりつけ医療機関へお問い合わせください。

〈参考資料〉

障がい福祉のしおり（熊本県）

障がい福祉のしおり

検索

身体障がい者のためのふくしのしおり（熊本市）

身体障がい者のためのふくしのしおり

検索



傷病手当金

傷病手当金は、被用者保険（健康保険、共済、船員保険）独自のものです。病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度です。

被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けることができない場合に、ある程度の収入を保障しています。支給開始から通算して最長1年6ヶ月まで支給されます。

次の(1)から(4)の条件をすべて満たしたときに支給されます。

- (1) 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
- (2) 仕事に就くことができないこと
- (3) 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- (4) 休業した期間について給与の支払いがないこと、または給与の日額が傷病手当金の日額より少ないこと

● 傷病手当金の申請手続きの流れ

①各加入中の保険者又は勤務先の事務担当に傷病手当金申請書を請求します



②医療機関と事業主に申請書の証明を依頼します



③申請書・出勤簿のコピー・賃金台帳のコピーを用意して保険者へ申請します

詳しくは、保険者又は勤務先事務担当、がん相談支援センター、かかりつけ医療機関へお問い合わせください。



障害年金

障害年金は、病気の発症や手術などの治療で身体に障がいが残った方が、早い時期から年金を受給するための制度です。65歳未満で、日常生活に支障が生じたり、仕事に著しい制限を受ける状態になった方が受給対象です。ご加入の年金保険によって等級の違いがあり、障害基礎年金は、障害等級1、2級、障害厚生年金（旧共済年金を含む）は1～3級までとなっています。また、厚生年金（旧共済年金を含む）には、障害年金の対象とならない軽度の障がいを負った方に一度だけ支給される、障害手当金もあります。

● 障害年金の申請手続きの流れ

①市町村年金担当課又は管轄の年金事務所へ資格要件を確認します
対象者である場合は、障害年金申請用の診断書を渡されます



②医療機関に診断書作成を依頼します



③診断書・必要書類を添付して、住所地の市町村の窓口もしくは年金事務所へ申請します
加入していた年金の種類によって窓口が異なります

詳しくは、市町村年金担当課、管轄の年金事務所、がん相談支援センター、かかりつけ医療機関へお問い合わせください。



生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。

生活福祉資金の借入を希望される場合は、お住まいの市町村社会福祉協議会にご相談いただき、申し込むことができます。

生活保護制度

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。

生活保護のご相談・申請窓口は、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。



●がんと診断されたら就労相談

がんと診断されても、 すぐに仕事を辞めないで！



仕事と治療を両立している患者さんはたくさんいます！

がんの診断時に働いていた方の約70%は、同じ職場に復帰しています。
働くことは生活や治療継続のためだけではなく、
生き甲斐や生活の質の維持にもつながります。
仕事を辞めると決めてしまう前に、一度立ち止まって考えてみませんか。

出典：熊本県・がん患者等就労支援ネットワーク

第4期がん対策推進基本計画では、がん患者さんの離職防止や再就職のための就労支援を充実させていくことが必要とされ、がん相談支援センターと社会保険労務士・ハローワークなどが連携して就労支援を行う取り組みが進められています。がん患者さんに特化した就職制度や休職制度はありませんが、それぞれの職場で就業規則が定められていますので、職場の就業規則を確認しましょう。

●治療のスケジュールや内容を理解しておきましょう

がんの部位や治療内容により、副作用や就労にもたらす影響も異なります。まずは主治医やがん相談支援センターにご相談ください。

就労支援に関わる相談機関

●がん相談支援センター

熊本県内のがん相談支援センターの一覧表は P.7～8 をご覧ください。

●医療機関における就労相談窓口

施設名	日時	対象者	対応者	問い合わせ先
熊本労災病院	平日 8:15～17:00	どなたでも	両立支援コーディネーター	熊本労災病院 治療就労両立支援部 0965-33-4151
水俣市立総合医療センター	平日 8:30～17:00 (12:00～13:00除く)	どなたでも	両立支援コーディネーター	水俣市立総合医療センター 治療と仕事の両立支援室 0966-63-2101
国立病院機構 熊本医療センター	毎月第3木曜日 11:00～13:00	当院の患者 さんで長期 療養中の方	※1 熊本産業保健 総合支援センター (予約不要) ※2 ハローワーク 熊本就職支援ナビ ゲーター (完全予約制)	国立病院機構熊本医療セ ンター相談支援センター 096-353-6501
熊本大学病院	毎月第2・4水曜 日13:00～16:00 (予約制) 不定期 (予約制)	当院の患者 さんで長期 療養中の方	※2 ハローワーク 熊本就職支援ナビ ゲーター ※1 熊本産業保健 総合支援センター	熊本大学病院がん相談支 援センター 096-373-5676
大腸肛門病センター 高野病院	毎月第3火曜日 10:00～12:00 (原則予約制)	当院の患者 さんで長期 療養中の方	※2 ハローワーク 熊本就職支援ナビ ゲーター	大腸肛門病センター高野 病院がん相談支援センター 096-320-6500
熊本赤十字病院	毎月第3水曜日 11:00～15:00 (予約制)	当院の患者 さんで長期 療養中の方	※2 ハローワーク 熊本就職支援ナビ ゲーター	熊本赤十字病院患者サポ ートセンター 096-384-2111
阿蘇医療センター	平日 9:00～18:15	当院の患者 さんで長期 療養中の方	両立支援コーディネーター	阿蘇医療センター 0967-34-0311 (代表)
済生会熊本病院	第4木曜日 13:00～15:00 (予約制) 不定期 (予約制)	当院の患者 さんで長期 療養中の方	※2 ハローワーク 熊本就職支援ナビ ゲーター ※1 熊本産業保健 総合支援センター	済生会熊本病院 がん相談支援センター 096-241-0275

※1 熊本産業保健総合支援センター 096-353-5480

※2 ハローワーク熊本就職支援ナビゲーター 096-371-8262

●ハローワーク（公共職業安定所）

安定所	所在地	電話番号	管轄地域
熊本公共職業安定所	熊本市中央区大江 6-1-38	096-371-8609	熊本市（北区植木町・南区城南町・南区富合町を除く）
上益城公共職業安定所（出張所）	上益城郡御船町辺田見 395	096-282-0077	上益城郡、阿蘇郡西原村
八代公共職業安定所	八代市清水町1-34	0965-31-8609	八代市、八代郡
菊池公共職業安定所	菊池市隈府771-1	0968-24-8609	菊池市、山鹿市、合志市、菊池郡、熊本市のうち北区植木町
玉名公共職業安定所	玉名市中1334-2	0968-72-8609	玉名市、荒尾市、玉名郡
天草公共職業安定所	天草市丸尾町16-48	0969-22-8609	天草市、上天草市、天草郡
球磨公共職業安定所	人吉市下薩摩瀬町 1602-1	0966-24-8609	人吉市、球磨郡
宇城公共職業安定所	宇城市松橋町松橋266	0964-32-8609	宇土市、宇城市、下益城郡、熊本市のうち南区城南町・南区富合町
阿蘇公共職業安定所	阿蘇市一の宮町宮地 2318-3	0967-22-8609	阿蘇市、阿蘇郡（西原村を除く）
水俣公共職業安定所	水俣市八幡町3-2-1	0966-62-8609	水俣市、葦北郡

相談室名	所在地	電話番号
山鹿市地域職業相談室	山鹿市山鹿1026-3 熊本県鹿本総合庁舎1階	0968-43-1724
荒尾市地域職業相談室	荒尾市宮内出目390 荒尾市役所内	0968-63-1689
宇土市地域職業相談室	宇土市浦田町51 宇土市役所別館2階	0964-26-1003
上天草ふるさとハローワーク	上天草市大矢野町上1514 上天草市役所大矢野庁舎1階	0964-57-4510

● 熊本産業保健総合支援センター・各地域産業保健センター

(1) 熊本産業保健総合支援センター

産業保健に関する相談対応や専門研修を実施するほか、メンタルヘルス対策についての個別訪問による教育や相談、がん等の病気になっても労働者が安心して治療を受けながら働き続けられる職場づくりを支援しています。

センター名	所在地	電話番号
熊本産業保健総合支援センター	熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル3階	096-353-5480

(2) 各地域産業保健センター

小規模の事業所で働く労働者に対する産業保健サービスを無料で提供するために県内7カ所で設置されています。メンタルヘルスを含む労働者の健康相談、健康診断結果についての医師からの意見聴取、産業保健に関する情報提供を行っています。

センター名	所在地	電話番号
熊本地域 産業保健センター	熊本市中央区本荘5-15-12 (熊本市医師会ヘルスケアセンター内)	096-366-6788
八代水俣地域 産業保健センター	八代市平山新町字中町4438-5 (八代市医師会検診検査センター内)	0965-39-9531
有明地域 産業保健センター	荒尾市緑ヶ丘5-7-10 (たかき社労士事務所内)	0968-72-3050
人吉球磨地域 産業保健センター	人吉市南泉田町72-2 (人吉市医師会内)	0966-22-3059
天草地域 産業保健センター	天草市亀場町大字食場1181-1 (天草地域健診センター内)	0969-25-1236
菊池鹿本地域 産業保健センター	菊池市大琳寺75-3 (菊池郡市医師会立病院内)	0968-23-1210
阿蘇地域 産業保健センター	阿蘇市黒川1178 (阿蘇郡市医師会内)	0967-34-1177

● 熊本県社会保険労務士会

熊本県社会保険労務士会には、労働問題全般の相談窓口として総合労働相談所が設置されており、労働者や経営者が無料で相談することができます。また、各地で無料相談が開催されており、派遣された社会保険労務士が相談を担当しています。社会保険労務士は、労働問題や年金問題などの社会保険の専門家として位置付けられています。

総合労働相談所

日 時：毎月第1・第3木曜日 13:30～16:30（祝祭日除く）

事前受付：平日 9:00～16:00

申込方法：TEL 096-324-1365 又は FAX 096-324-1208

熊本市中央区細工町4-30-1扇寿ビル5階

無料相談会

名称	所在地	連絡先	期日・時間
熊本市役所 労働相談	熊本市中央区手取本町1-1 熊本市役所1階相談室（正面玄関右側）	096-328-2377	毎週水曜日 14:00～17:00
山鹿市役所 労働相談	山鹿市山鹿987-3 山鹿市役所2階 ミーティングルーム	0968-43-1579	毎月第2火曜日 13:00～16:00 （祝祭日は除く）
八代市役所 労働相談	八代市松江城町1-25 八代市役所1階市民相談室	0965-33-4452	毎月第3火曜日 10:00～12:00 （祝祭日は除く）
玉名商工会館 年金・労働無料相談	玉名市高瀬290-1 玉名商工会館4階	0968-72-3106	毎月第2水曜日 13:30～15:30
天草市 年金・労働無料相談	天草市浄南町4-15 天草市複合施設こくらす	0969-27-7788	（会場の都合で変更あり） 毎月第3木曜日 13:30～16:30

就労支援に関わる制度等

● 雇用保険（基本手当）

雇用保険は、定年、倒産、契約期間の満了などで離職した方が、再就職するための生活資金として支給される手当です。基本手当の所定給付日数は、受給資格に係る離職日における年齢、雇用保険の被保険者であった期間及び離職の理由などによって決定されます。疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合には、基本手当の代わりに傷病手当として支給されることもあります。申請窓口はハローワーク（公共職業安定所）です。

雇用保険を受給できない方へ

雇用保険を受給できない求職者の方（ただし世帯収入や世帯資産が一定額を超える者を除く）が、「職業訓練受講給付金」を受給しながら、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指す制度として、求職者支援制度があります
申請窓口はハローワーク（公共職業安定所）です

●フレックスタイム制度

フレックスタイム制度は、一人ひとりの1ヶ月の労働時間を一定にしながら始業及び就業時間は各自の自由裁量に委ねられる制度です。コアタイム（必ず全員が就業しなければならない時間帯）が設定されることが一般的です。コアタイムを満たす働き方で自由に出・退勤ができます。

●産業医・産業保健師等

産業医とは、企業などにおいて健康管理を担う医師で、基本的に治療行為は行わず、健康診断の結果を基にした働き方に関するアドバイスや保健指導、職場巡視による作業環境や作業方法の改善指導、長時間残業者への面接、長期間病気休業していた労働者の職場復帰支援、さらには健康教育など、仕事と健康に関わる様々な職務を担当します。

産業保健師等とは、企業などに勤務する保健師・看護師で、産業医と同様に従業員の健康管理に従事します。産業医と協働で働くこともあれば、産業医がいない職場で独立していることもあります。

治療と仕事の両立を目指すときに、産業医や産業保健師等は、職場の事情を理解し医学知識もある専門家として、頼りになる相談相手になります。また、主治医から産業医への情報提供が保険診療で評価されるようになりました。

